

各位

株式会社 東北銀行

## 生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示等について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上尚登）では、本年 11 月から、お客様により適切な商品選択を行っていただくことを目的として、下記の通り「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方法の変更」を行いますので、その概要をご案内いたします。

### 記

#### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提とした開示を実施します。

なお、特定保険契約とは金融商品取引法の行為規制一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品です。具体的には、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

※代理店手数料とは、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客様から直接いただく費用ではありませんが、当行の販売体制の透明性向上につながる取り組みとしてお客様向けに開示を行うものです。

#### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が保険会社から受領する代理店手数料について、保険募集時に一括で受領する方式から、「販売手数料（※1）」および「継続手数料（※2）」に分けて受領する方式に変更を行います。

※1 保険募集時に当行が保険会社の代理店として実施するコンサルティングの対価として受け取る手数料

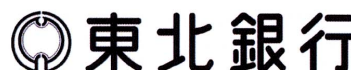
※2 契約後のアフターフォロー等の対価として契約期間中に受け取る手数料

以上

【本件に関するお問い合わせ】

地域応援部（担当：佐々木）

電話番号：019-651-6161



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>